

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾19FAX第97号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2020年 6月 19 時 分 (発信者) 全国港湾書記局

(件名)

20春闘第2回中央港湾団交の経過について

(本文)

1. 中央港湾団交を6月19日14:00から港湾労働者福祉センター会議室3階(東京芝浦)において2月20日第1回中央港湾団交の要求書趣旨説明以降、コロナ禍によって中断を余儀なくされていた第2回中央団交を再開した。
交渉は、6月に行われた日港協総会において新労務委員長に就任した田原口委員長のあいさつで始まった。
また、この間事務折衝によって業側の回答を得ており、業側は、組合側の意見を求めた。組合側は、適正料金確保の具体的な行動を明記する時期であること定年制や関連專業の5・9協定の具体化や労災企業補償のさらなる進展を求めた。
業界側は本日の修正回答は難しいが、次までの交渉期間を延ばしたくはないとして6月内までには開催したく、事務局間で開催日時を調整したいと組合側に提案した。組合側は、これを了承して団交を終了した。(14:35終了)
2. 組合側の主張は要旨次の通り。
 - (1) 適正料金確保については、現時点では18春闘協定・19春闘協定より高い到達地点にあるべきで、労使で料金確保につながる具体的な行動を明確化すべきである。
 - (2) 賃上げを実質的なものにさせるためにも日港協の回答について強い指導性を発揮すべきだ。
 - (3) 関連專業や検数に週休2日を本年4月1日から行うとの現協定であるが、コロナ禍により中断してしまった。この間の穴埋めは必要で4月1日に遡って行うことを明確にしてほしい。
 - (4) 定年制については25年までとなっているが、現実的にはもっと早く物事は進んでいる。もっと早い対応が求められている。
 - (5) 労災企業補償については1974年の協定以降の努力により4級まではかなり到達しているが、もう1歩、2歩の進捗が求められている。
 - (6) 8時間拘束—7時間労働—時間外45時間については、個別企業内の36協定で明

確にして標準化すべきだ。

(7) 団交での組合側の意見は、要旨次の通り。

- ① 20春闘賃上げ相応分の料金確保を願いたい。
- ② 関連專業は、事業基盤の脆弱性があり20春闘でより一層の関係元請の支援協力を求める。
- ③ 人員不足、働き方改革などの要件からも料金確保が必要である。
- ④ 賃上げが進まなければ、納得できない。
- ⑤ もしコロナ感染者が、港湾で出た場合でも労働者負担を避け、国の支援制度を活用すべきである。ただし、それでも不足することは明らかだから、特別休暇と賃金の保障を求めている。
- ⑥ 港運は、国交省からも要請ある通り、コロナ禍の中で働いている。組合員は不安な中で誠実に仕事をこなしている。こと仲間の気持ちに伝えるよう修正回答を検討してほしい。

3. 組合側は、業側に本日の修正回答を求めたが、業側は本日の修正回答は難しいとした。さらに業側は、あまり日を置かずつぎの団交を決め、修正回答を行いたいとした。そして、6月の末までの間に次の団交を事務局間で調整して開催することを提案した。組合側は、これを了承して団交を終了した。

以 上

<添 付>

- ① 2020年度産別労働条件および産別協定の改定に関する要求書
- ② <20春闘要求に対する日港協第一次回答>